
平成 2 0 年 第5回臨時会

上富良野町議会会議録

平成 2 0 年 1 1 月 4 日

上富良野町議会

目 次

第1号（11月4日）

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○遅 参 議 員	1
○早 退 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開 会 宣 告・開 議 宣 告	2
○議会運営等諸般の報告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 報告第1号	2
○日程第 4 議案第1号	3
○日程第 5 議案第2号	7
○日程第 6 議案第3号	10
○日程第 7 議案第4号	10
○日程第 8 議案第5号	11
○日程第 9 議案第6号	11
○日程第10 議案第7号	12
○閉 会 宣 告	13

平成 2 0 年 第 5 回 臨 時 会

上 富 良 野 町 議 会 会 議 録 (第 1 号)

平成 2 0 年 1 1 月 4 日 (火 曜 日)

○議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 11月4日 1日間
第 3 報告第1号 専決処分報告の件（交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件）
第 4 議案第1号 平成20年度上富良野町一般会計補正予算（第7号）
第 5 議案第2号 平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）
第 6 議案第3号 上富良野町地域福祉基金の一部支消の件
第 7 議案第4号 上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例
第 8 議案第5号 北24号排水路支線整備工事（H19国債）請負契約変更の件
第 9 議案第6号 演習場進入路・北24号道路舗装補修工事請負契約変更の件
第10 議案第7号 財産取得の件（スクールバス）
-

○出席議員（12名）

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 2番 | 村上和子君 | 3番 | 岩田浩志君 |
| 4番 | 谷忠君 | 5番 | 米沢義英君 |
| 6番 | 今村辰義君 | 8番 | 岩崎治男君 |
| 9番 | 中村有秀君 | 10番 | 和田昭彦君 |
| 11番 | 渡部洋己君 | 12番 | 佐川典子君 |
| 13番 | 長谷川徳行君 | 14番 | 西村昭教君 |
-

○欠席議員（0名）

○退参議員（0名）

○早退議員（0名）

○地方自治法第121条による説明員の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|--------|-------|
| 町長 | 尾岸孝雄君 | 副町長 | 田浦孝道君 |
| 教育長 | 北川雅一君 | 会計管理者 | 新井久己君 |
| 総務課長 | 服部久和君 | 保健福祉課長 | 岡崎光良君 |
| 建設水道課長 | 北向一博君 | 教育振興課長 | 前田満君 |
| 町立病院事務長 | 大場富蔵君 | | |
-

○議会事務局出席職員

- | | | | |
|----|--------|----|------|
| 局長 | 中田繁利君 | 主査 | 深山悟君 |
| 主任 | 中島美佐子君 | | |

午前 9時00分 開会
(出席議員 12名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。ただ今の出席議員は、12名でございます。これより平成20年第5回上富良野町議会臨時会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布のとおりであります。

議会運営等諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。
事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。10月3日に金子議員から一身上の都合により、議員を辞職したい旨の願い出があり、地方自治法第126条及び会議規則第99条の規定により、同日、議長がこれを許可いたしました。

議会運営委員長が欠員となったことから、10月16日開催の厚生文教常任委員会において、村上和子議員が後任の議会運営委員に選出され、閉会中のため議長が指名して選任しました。10月24日開催の議会運営委員会において、議会運営委員長に村上和子議員が選任されました。

今臨時会は、10月31日に告示され、同日議案等の配布をいたしました。今臨時会の会期、日程等その内容は、お手元に配布の議事日程のとおりであります。

今臨時会に提出の案件は、町長から提出の議案第1号ないし議案第7号までの7件と報告第1号の1件であります。今臨時会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配布のとおり出席いたしております。以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

12番 佐川典子君

13番 長谷川徳行君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3 報告第1号

議長(西村昭教君) 専決処分報告の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)の報告を行います。本件の報告を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長(前田満君) ただ今、上程されました報告第1号専決処分の件(交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件)につきまして、その概要を申し上げます。

本件は、本年6月23日午後0時30分頃、江幌小学校児童の送迎のため公用車を運転し、児童を江幌小学校に降ろした後、町道北28号西道路を役場車庫に帰る途中、町道西4線道路右側から、相手車両が一時停止を無視して進入してきたところ、事故を回避しようとハンドルを切ったが避けきれず、公用車の右側面に相手車両が衝突し、弾みで路外に転落し横転等をしたところであり、町公用車は、右側面への衝突及び路外に転落し横転等をしたため、全体的に破損し、相手車両は、前方エンジン部を破損したところであり、町職員は軽いムチウチ症状がありましたが後遺症もなく、相手側においては運転者及び同乗者に怪我はありませんでした。

相手側と交渉した結果、相手側の一時停止無視が主因ですが、交差点における事故であることから、当方20%の過失となり、賠償金231,050円の金額を賠償することで、平成20年9月18日に専決処分を行ったところであります。

日ごろから職員に対しまして、安全運転に対する注意喚起を行ってきているところではありますが、結果として交通事故防止に対する町民の皆様の信頼を傷つけてしまったことを深くお詫び申し上げます。

今後におきましても、引き続き職場はもとより、家庭においての交通事故防止に一層努めてまいります。以下、朗読をもって説明とさせていただきます。

報告第1号専決処分報告の件。地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。記、処分事項、交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定める件。

裏面をごらんいただきたいと思います。

専決処分書、町が運行する車両の事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。記、1、和解の相手方、札幌市白石区東札幌1条1丁目1番8号、ニッポンレンタカー北海道株式会社。2、和解の内容、(1)上富良野町は、相手方ニッポンレンタカー北海道株式会社に対し、金231,050円を支払う。(2)相手方ニッポンレンタカー北海道株式会社は、上富良野町に対して、本件に関し、今後上記の金員を除き一切の請求をしない。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、ご質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) ご質疑がなければ、これをもって本件の報告を終わります。

日程第4 議案第1号

議長(西村昭教君) 平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただ今、上程いただきました議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の提案要旨につきましてご説明申し上げます。

1点目は、福祉灯油事業について、原油価格の高騰を背景に暖房用燃料をはじめ、諸物価が広い範囲で上昇していることから、高齢者・障害者等のうち低所得の状況にある方々に、家庭生活における経済的負担の軽減を図る助成策を講じるため、地域福祉基金の取り崩しを前提に、所要額を歳入歳出予算に追加補正をお願いするものであります。

2点目は、町立病院が外来患者さん等の利便性等を高めるため実施いたします、多目的トイレ改修事業の財源が不足していることから町立病院に対して一般会計から出資を行い財源不足を解消することから追加補正をお願いするものであります。

以上申し上げました内容としまして、補正予算の調整

をし、上程した次第でございます。

それでは、以下議案につきまして議決項目の部分につきまして説明をさせていただきます。

議案第1号。平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)。

平成20年度上富良野町の一般会計の補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ537万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億3,656万3,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表。歳入歳出予算補正。

1、歳入。

18款繰入金537万円。

歳入合計が537万円でございます。

2、歳出。

3款民生費537万円。

4款衛生費720万円。

14款予備費720万円の減。

歳出合計が537万円でございます。

2ページ以降につきましては、この補正予算に関する説明書部分でありますので、御高覧いただいていることで、説明につきましては省略させていただきます。

これをもちまして、議案第1号平成20年度上富良野町一般会計補正予算(第7号)の説明を終わります。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議長(西村昭教君) 2番、村上和子君。

2番(村上和子君) 福祉灯油事業につきましては、早急に取り組んでいただけて大変ありがたく思っているところですが、道といたしましても各市町村から上がってこないと分からないと思うんですけれども、これらに対しての道からの補助というのは、いくらかでもしていただけるのかどうか、見通しとしてはどのようになっているのでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長(西村昭教君) 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長(岡崎光良君) 2番、村上議員の福祉灯油に関します、道の補助の状況についての御質問でございます。この件につきましては、本年度、道のほうに

おきまして、新たに福祉灯油事業、特別対策事業としての名称で補助するという状況にありまして、その中身につきましては、一世帯を対象としまして、9,750円の2分の1という額に改められております。そこで、本町におきましての補助の見通しですが、上川支庁との我々としまして、上富良野町が実施します福祉灯油事業に対しまして、この採択の見通しというものを協議しております。現時点におきまして、この全体が補助対象になるという確約はまだ得ていない状況でございます。福祉灯油という事業として支給する場合において、上富良野町の商品券というかたちが全面的な対象となるかどうかについては今後さらに詰めてまいりたいと考えております。昨年は商品券を灯油に充てた分は補助対象となりました。それが3割程度であったということでありまして、最低ラインとしまして灯油に充てた分につきましては補助対象になると考えておりますけれども、今後なお、上川支庁担当のほうと、この我々の事業の採択となるよう内容を詰めてまいりたいと考えております。以上であります。

議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただ今、課長の答弁の中に、今回の補助制度が9,750円というふうに、今、聞こえたのですけれども、私たちがもっている資料で9,500円ということになっているのですけれども、その点まず1点確認したい。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 3番、岩田議員の御質問にお答えいたします。9,500円の2分の1で、4,750円が額ということでございます。お詫びして訂正いたします。

議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 私もこの福祉灯油事業に関しては賛成しているのですけれども、道のほうも積極的に推進している事業として、昨年の事業を見ますと、本来、120万円以上ということで60万円の道の補助が受けられたことにも関わらず、我が町は商品券ということで限定したということで、25万2,000円の補助しか受けられなかったということで、考えようによっては、約35万円ほど損害を被ったという考え方もできないわけではございません。それでですね、本年度において9,500円の2分の1を道の補助を受けられるということで、今年度も同じように商品券に限定してやるのか。それがはたして、ひょっとすると、今の課長の答弁でありますと、道の補助が受けられないという結果にもなりかねない。それでも商品券にこだわるのか。その点、もう一度確認しておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 3番、岩田議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。上富良野町におきましては、昨年同様に商品券を交付するというかたちで、燃料を含めた冬季の物価高に対しましての支援ということで、あわせまして地元商工振興という見地から、この事業を展開してまいることとでございます。先ほど申し上げましたように、全面補助対象になるかどうかについては、現時点でははっきり申し上げられないところでありまして、この補助に繋がるように上川支庁担当との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 3番、岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 昨年も申し上げたのですけれども、今、そういうふうに検討するという話だったので、最終的には灯油の部分しか対象にならなかった。私はこの、今年最高1万5,000円の支給ということですが、この金額をそこまで限定するまでもなく、町民はこれぐらいのお金は当然町の商工会に加盟している店で買い物をするわけです。そのことを考えるとここにこだわることなく道の補助対象になる制度をしっかりと確立して、その中で事業を展開すると。その中でできるだけ地域振興のため町内で買い物してくださいというふうな文書を添えて、この事業を展開することが望ましいと私は考えるのですけれども、課長の答弁ですと、例えば昨年のように補助対象にならなくても商品券にこだわるというふうな聞こえたのですけれども、その部分についていかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 3番、岩田議員の御質問にお答えいたします。いつも申し上げておりますように、私としては地域の福祉事業と生活支援事業と重ねて商工振興策ということを取り上げて、過去にも商工振興策として対応したような事例として、今現在その方向性を考えております。その中でたまたま北海道も国もこの灯油というもので対応する場合においては助成すると、補助制度があるということとありますので、今年度も昨年に引き続いて助成部分について、道が補助対象にできる部分については、その補助を得ようと。基本的には例えば補助がなくてもこの低所得者の生活支援策と商工振興策とを、いうなれば両面をもったこの事業を昨年に引き続いて今年も対応したい。北海道のほうでは現在この9,500円のうちの2分の1、一世帯に対する対応につきましては昨年と同様、今の状況では確定はできませんけれども、昨年と同様にスタンドで購入した件数については2分の1の助成を、対象になるだろうと、昨年と同じ

ような状況になるだろうと、私としては認識しておりますので、その部分は北海道の事業にのって補助策を対応していきたいというふうに思っておりますので、基本的には議員おっしゃるように灯油支援策を従におくのか、それを目的として対応する事業なのか、ということになると私はその事業ではなくて、それは北海道の制度にのると、低所得者の生活支援策と商工支援策という上富良野町独自の事業として展開する中で、その補助策にのれるものは助成を受けるということで進めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。5番、米沢義英君。

5番（米沢義英君） 今後、予算そのものが可決されるという状況になった段階のなかで、交付・支給はいつごろになるのか。また、その手続きというのは当然速やかに行わなければなりませんし、また、せっかく窓口に行きに来たのに、手続き上の詳細なデータがないということで、また来てくださいというわけにもなりませんので、その対応等について昨年の反省も踏まえてお伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 5番、米沢議員のただ今の御質問にお答え申し上げたいと思っております。私共も昨年の反省を踏まえまして、何とか改善をしてお渡しをしたいと。昨年は初めてだったこともありまして、確認事項に時間を要したことから、その場でお渡しすることができなかったということで、ただ、何度も足を運ぶことのないように配慮をいたしまして、特にお年寄りの家庭等につきましては決定次第、訪問しましてお渡しをした経過であります。今年度におきましては、その場でお渡しするような方法で現在関係課、町民生活課でありますけれども、進めているところであります。確認作業をいち早くするようなかたちで、決定と。判明した場合はその場でお渡しするようにしたいと考えております。また、ケースによっては改めてというケースも生じることと思っておりますけれども、この場合におきましては、昨年同様のかたちでお届けするような方法になると思っております。ということで足を何度も運ぶということだけは避けるように考えてございます。それから時期につきましては、この予算をお認めいただきましたら、次号広報に掲載いたしまして住民周知、それから防災無線等でも周知をいたしまして、12月1日から受付けしまして、年内にお渡しすることが、よりベターだと考えております。場合によっては年を越す方もおられると思っておりますので、期限的には1月20日を想定しているところであります。以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

議長（西村昭教君） 9番、中村有秀君。

9番（中村有秀君） 何点かお尋ねしたいのですけれども、道は年度当初1億円予算化して、この高騰の段階だということで3億円に増やしているのですね。私は9、500円の2分の1が要綱案ということなのか、確定なのかという点がまず一点お尋ねをしたいと思っております。それから先ほど同僚議員も言っていたように昨年は冬季の生活支援ということでそのうちの灯油購入分ということでなったんだけれども、今回、はっきり福祉灯油事業ということで、はっきり打ち出している以上、できるだけこの事業全般の中での道の補助が受けられるのか、そのうちの福祉灯油事業ということで商品券が灯油に変わった分だけが補助対象なのか、その点ちょっと明確にしていきたい。ということはそのことによつて、であれば補助金が多く受けられるということであれば、やっぱり対象者にそういう説明を十分して、実際は生活物資に回るケースも僕は当然出てくると思うんですよね。それぞれの家庭の事情で。ですけれどもその点の緩和を含めて商品券がその他のものになった場合どうなのかという点をもう一点明らかにしていきたい。それから町民生活課と調整をしているということでございます。昨年は12月の下旬でぎりぎりであり、1月になっていた経過等もございまして。その反省の上に立って12月1日から受付けをするということでございますけれども、できれば町民生活課と連携をとったなかで、できれば12月1日に受付けする段階で、いうなれば所得制限等も全部クリアしているのであれば、速やかに受け付けた段階で商品券等を配布するような、またあとで送ります、若しくはあとで取りに来てくださいというよりも、できるだけ、やっぱり、大幅に今回拡大をしたわけですから、そうすると大分多くの町民が拡大の恩恵を被るということであれば、何回も足を運ぶのではなくて、やっぱり受付けをした段階で速やかに交付できるという体制をぜひ取っていただきたいと思っておりますが、その点お願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番、中村議員の冒頭の御質問について、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。私のほうで担当に指示いたしておりますのは、昨年は生活支援ということで商品券をお渡し、昨年も北海道は120万円の限度でありましたけれども、その助成が受けられる対応までは努力するというところで、昨年は基本的にはスタンドで購入した分の券の分だけの2分の1を対応したと。その商品券を配布するときに生活支援ということでただ配ってしまったと。今年は十分そ

の福祉灯油券だということを前提として、しかし、その商品券は同じ商品券でありますから、従来のように一般商店でも使えるよ。しかし、一般商店で使うのは現金で極力使って、灯油については極力この商品券を使ってくださいという説明を加えてお渡しして、その券が昨年このことのようにならないように、多くがスタンドで利用していただくという体制を整えますと2分の1の道の助成策の対象になり得る状況に、昨年と同じようになる得る状況にあるのかなというふうに思っておりますので、配布の段階で十分そのようなことを担当から説明をして配布させて、少しでも道の補助対応ができるように努めていきたいというふうに認識しております。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番、中村議員の御質問の道の補助要綱でございます。お話のように道において補正予算3億円を確保したというふうに私共も聞いております。その中で補助要綱の確実な決定というのはまだ届いておりませんで、案として9,500円というかたちで一部改正をするというのが段階で、まだ、案が取れていないという状況でありますけれども、先ほど説明しましたような状況で採択に向けての詰めをこれからもしてまいりたいと考えております。また、その場でお渡しするような方向ということで、ただ、あらかじめ調べていくことが個人情報の観点から、なかなか難しい取扱いが十分注意しなければならない点もございまして、その点をこの12月に向けまして、円滑に進むようなかたちを取れないかということで、さらに連携に努めてまいりたいと考えております。お渡しする際には先ほど町長の説明のとおり福祉灯油事業として実施をするものですよと、灯油にできるだけ充てていただけるような方向で説明をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

議長（西村昭教君） 9番、中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、課長の答弁で私が所管の委員会でも申し上げました。12月1日というのは去年の例からいって、去年は約500万円かかりますよとあって、現実には170何万円でしたよね。そういう調査をきちんと町民生活課と収入等の調査をして、そうすれば12月1日に案内するときには、すぐ受け付ける段階で支払いをできる体制ができないかと、ですから僕はまだこれから1ヵ月近くあるわけですから、そういう点で十分調査して何回も足を運ぶこととなるようなかたちとなると、12月1日が若干僕は遅れてもいいと思いますよ。調査の段階で、5日になってもいいし10日になってもいいけれども、そうやって12月の段階で交付できる。いうなれば足を運んでくれればすぐできるような、そ

う書類等も含めたかたちができるのではという気がするんですね。そういうことで、後は町民の皆さん方が自分が対象者かどうか分からない。もしくは照会的なこともあると思いますけれども、それは町民生活課からいただいた資料で、課と課の同士で我々が見るということではないのですから、それは守秘義務等もそのなかでやっけていくわけですから、僕は可能だという気がするんですけども、再度その点、明確な答弁をお願いいたします。

議長（西村昭教君） 保健福祉課長、答弁。

保健福祉課長（岡崎光良君） 9番、中村議員の再度の御質問にお答え申し上げたいと思いますけれども、これまでも町民生活課の税当局担当とのやり取りをしております。ただ、例えばほかの町村ですと、非課税世帯と、はっきり顔が見えることがありますけれども、私共のほうでは課税対象外となる収入も含めたかたちでございまして、この窓口に来ていただいて聞き取りをするなかで一定額以下の収入の範囲の方が対象となるということでございます。また、その収入以下の方が対象となります。ということでその方が来ていただいて、その方の収入がこれこれですよという額をつかまえて初めて、対象となるかどうかということが分かるということもあります。ただ税の納付状況とかそういうものにつきましては、対象予定者といいますか我々がおさえている名簿の範疇で滞納世帯がないかどうかというのは、あらかじめさらけていただくというかたちで進めてまいりたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（尾岸孝雄君） 9番、中村議員の御質問にお答え申し上げます。なかなか難しい話ではありますが、私の方から、私はこういうことで指示するという御理解をいただきたいと思っております。まず、課税対象がどうなのかということについては、個人情報の問題もありますけれども、今、プライバシー保護条例等々、いろんな保護法とかありますがその枠のなかで私共行政として、今、中村議員おっしゃるように保健福祉課と町民生活課で調整してできる部分については当然にして名簿ができあがってまいります。ですから町として、考え方として課税対象のこれまでの方、非課税の方という名簿はできるわけでありまして、そこで来てくれた方に今度は課税対象外の所得の状況の申告をしていただく。これは申告でありまして申告の結果を調査して確定してということではありませぬので、個人申告をしていただいて、そこで町の枠の中からはずれる方はだめですよ。ただはずれない枠の中で申告された方については、その場でお渡しできると。私はそう認識しておりますので、そういうかたちで担当のほうに指示していると思っております。

ますので、何度も足を運ばないでいい最大限の対応を図らせたいというふうに思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑、討論を終了いたします。

議長（西村昭教君） これより議案第1号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり。）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号

議長（西村昭教君） 平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（大場富蔵君） ただ今上程されました議案第2号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

町立病院におきましては、療養病床36床を介護療養型の老人保健施設に転換するための改修工事を行っており、12月1日の開設を目指しているところでございます。

1点目はこれに伴います業務予定量の補正でございます。あわせまして4月から9月までの実績をもとに入院・外来患者の業務量につきましても補正を行うところでございます。

次に収益的収支についてでございます。4月から9月までの実績をもとに年間収支の見直しを行い、その結果といたしまして、入院収益の増などによりまして、総額で4,520万円の増額補正を行おうとするものでございます。

もう1点は、介護療養型老人保健施設を運営していくための必要な予算を新たに科目を新設を行いまして組替を行おうとするものです。

次に資本的収支についてでございますが、一般外来患者のトイレの改修、これを町からの出資を受けまして720万円で行おうとするものでございます。車椅子の方が楽に使用できる多目的トイレ、患者さんの利便性向上を図ろうとするものでございます。

もう一つは寄附金が1件ございましたので、寄附者の

趣旨に沿いまして患者備品等を購入するための予算措置でございます。以下、議案を朗読し説明といたします。

議案第2号平成20年度上富良野町病院事業会計補正予算（第2号）。

（総則）、第1条、平成20年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）、第2条、予算第2条で定めた業務の予定量を次のとおり補正する。（1）業務量、補正予定量についてのみ申し上げます。

イ、病床数、療養型病床、36床の減、老人保健施設、28床。

ロ、患者数、年間、2,394人の減、1日平均、10人の減。一般病床、年間、730人の減、1日平均、2人の減。療養型病床、年間、956人の減、1日平均、6人。外来患者、年間、3,854人の減、1日平均、14人の減。老人保健施設、年間、3,146人、1日平均、26人。

（収益的収入及び支出）、第3条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。補正予定額のみ申し上げます。

収入、第1款、病院事業収益、4,520万円の増。第1項、医業収益、1,400万円の増。第3項、老人保健施設事業収益、これが新たに新設するものでございます、3,120万円の増。

支出、第1款、病院事業費用、4,520万円の増。第1項、医業費用、1,400万円の増。第5項、老人保健施設事業費用、これも新たに新設する科目でございます、3,120万円の増。

次のページをお開きください。

（資本的収入及び支出）、第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、資本的収入、723万円の増。第1項、出資金、720万円。第4項、寄附金、3万円。

支出、第1款、資本的支出、723万円の増。第2項、建設改良費、723万円の増。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）、第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。補正予定額のみ申し上げます。

（1）職員給与費、1,962万3,000円の増。

（たな卸資産購入限度額）、第6条、予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「1億1,023万4,000円」を「1億3,150万3,000円」に改める。

以上が議決事項についての説明でございます。次のページからにつきましては説明事項でございますので、既に御高覧をいただいておりますので説明を省略させて

いただきます。

御審議賜りまして御議決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

議長(西村昭教君) 5番、米沢義英君。

5番(米沢義英君) 何点が質問させていただきますが、今回の病院から介護型の老人保健施設の転換というかたちになるにあたって、病院から介護老人保健施設の転換というかたちのなかでの報酬の点で伺いたいのですが、従来の介護病床、医療病床よりも若干安めかなというふうに思いますが、1床あたり1万4600円という基準でなっているかというふうに思いますが、これは病院からの介護施設の転換というかたちのなかの特例というかたちでおさえていいのかどうなのか、この点伺っておきたいというふうに思います。

二つ目にお伺いしたいのは、今、看護師等の確保が大変だということになりますが、この介護療養型の老人保健施設等に転換した場合の看護師の配置基準というのは変わるのかどうなのか、この点、2点目として伺いいたします。

3点目にお伺いしたいのは、こないだいただいた町の予算の説明の中では院内保育所の開設というの、あわせて医師の確保、あるいは看護師確保のかたちから掲載されておりますが、実際、利用する場合の、旧院長住宅を改造してということになっておりますが、給食と衛生管理面等のその措置というのはどのようになるのかというのと、保育料はどういう設定になるのか、また、これが開設されるのはいつ頃からなるのかということとあわせて病院の改善計画ということですから伺いいたします。

議長(西村昭教君) 病院事務長、答弁。

町立病院事務長(大場富蔵君) 5番、米沢議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の病院から老人保健施設に変わることにつきましての報酬の関係でございますが、転換型老健ということから報酬につきましても他の老健とは若干違うものがあるというふうに思っているところでございます。確かに今の療養に比べますと単価は下がりますけれども、うちの先生方が非常に入所者の関係につきましても力を入れてくださっておりますので、予定している28床に対しまして平均で26床の確保はしているのではないかなというふうに思っているところでございます。

次に2点目の看護師の配置の関係でございますが、療養病床と老人保健施設におきましては、当然にして看護

師の配置基準は緩やかになっているものでございますけれども、常時夜勤に看護師を2名置くということになりますと、現行の療養型の配置している人数も変えることができないと、今の状況では変えることができないというふうに思っているところでございます。今後につきましては検討の時期があるかもしれませんが、スタートにあたりまして、夜勤におきまして看護師1名、それから介護補助員1名あわせまして、2名の複数配置を考えておりますので、実際に配置する看護師の人数は現行と同じように考えておるところでございます。

次に3点目の院内保育についてでございますが、従来は看護師確保のためにいろいろと検討を加えてきたものでございますが、医大から派遣されてきております医師、例えば月曜日なら月曜日、週・月1回という医師についてでございますけれども、その分が10月から1名減っているところでございます。その様な対応で今後におきましては看護師だけでなく医師の確保、子どもさんがいるために医師の職についていないと、そういう先生方を対象としまして、子どもさんを預る施設があれば来てもらえるという部分から、従来の看護師だけを対象ではなくて医師を確保するための院内保育というものも今後必要となってくるものでございます。御質問にあります管理上の問題、それから衛生上の問題、給食の問題、保育料の問題、たくさんの課題があるわけでございますが、今の現状におきましては始めから完全を期すということを進めることが一番いいことでございますけれども、まずは医師を確保し、出張医の減った分の医師を確保する。そしてそのことによりまして、うちの常勤の先生方に新たな負担をかけないということ、まず重点的に考えてございまして、そのようなことから十分な体制はまだ整っていないところですけれども、まず試行としてスタートさせていただき、そして問題点を十分な検討を加えながら、きちっとした院内保育として正式に立ち上げをしたいものだと考えているところでございます。

御質問をいただきました給食関係につきましては、とりあえずはお弁当を持ってきていただくとか、そのような対応で思っているところでございますし、また、保育料につきましても当面試行というかたちのなかで、うちのほうも希望される体制をどれだけ取っていただける部分がまだ明らかになっていない部分もございまして、当面は試行のなかで保育料もまずは取らないというなかで、まず、スタートさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

十分な答弁になっていないかと思いますが、以上で答弁とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 5番、米沢義英君。

5番（米沢義英君） いろいろな課題はあるというふうに思いますが、いずれにいたしまして、きちっとした対応は当然必要になってくると思いますので、この点の後になって問題が起きるようでは困りますので、事前にそういった点については、きちっとどうなのかということも含めて対処していく必要があると思いますので、あいまいなかたちで進めて利用されている方に迷惑をかけるということにはなりませんし、また、それが原因で医師確保という点でも遠のくという点もありますので、その点はきちっとやっていただきたいというふうに思います。

もう1点はこの転換型の老人福祉施設の介護報酬等ではありますが、恐らく当面は特例というかたちのなかで一定の施設を維持するための介護報酬の単価というかたちで現在の金額に示されている金額になっているかとは思いますが、これは今後、なんでもそうですが見直されることもあると考えられますので、これはあくまでも転換型における特例の介護報酬というかたちで受けて考えていいのかどうか、その点、病院の収益にも関わる問題ですので、この点改めてお伺いしていきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 5番、米沢議員の御質問にお答えいたします。院内保育所の件につきましては、十分に課題を明確にし、利用される方に迷惑をかけることがないよう、また、大事なお子様を預るわけでございますので、そのことによりまして管理上の不備等から怪我をさせたりすることがないよう、きちっと体制整備を図ってまいりたいと思っております。

2点目の老健の報酬の関係でございますけれども、来年度、介護報酬につきまして改定が行われる年でございまして、その改定内容につきまして、まだ、情報が入ってきていない状況ではございますが、国の施策として療養型、特に介護の療養施設を廃止し、そして老健等の転換を促すということから、設けられているものでございますので、この転換型の老健につきましては特例的に扱われるものと思っておりますのでございます。以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。6番、今村辰義君。

6番（今村辰義君） 関連質問になるんですけども、看護師等の確保について、産休とか育児で休んでいる人が現場復帰するというのは非常に勇気がいることと思うんですね。医療は日進月歩でもありますし、現場としては即戦力を期待するとも思うんですけども、その復

帰する人の立場にたって考えると、即戦力を期待される方が非常に不安だと思うんですね。再教育をしっかりとやってもらってから復帰したいという、そこで二の足を踏んでいる人が非常に多いと思うんですね。したがって、産休等で休職している人を再任用すると、また、雇うというところで、教育についてどのように今後考えているのかどうか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 6番、今村議員の御質問にお答えしたいと思います。議員おっしゃるとおり町立病院におきましても毎年のように1名ないし2名が育児休業等のために1年とかの休職をしているところでございます。その方たちが復職するのにあたりましては、やはり1年等のブランクがございますと、こちらが思っているよりも本人が、期待が大きいために重荷に感じている部分も確かにあるかと思えます。今後におきましては、その方たちの復職前に何らかのかたちで教育と申しますか、というものを看護師長を中心として組み立ててまいりたいと思っておりますのでございます。いままで病院で長いこと働いてきているのだから、いつでも復職できるんだと考えておりましたけれども、やはり1年以上も間が空いてしまうと議員がおっしゃる部分があるかと思えます。そのことを十分心得まして必要なことをやっていきたいというふうに思います。以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

議長（西村昭教君） 11番、渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） ちょっと単純な質問ですけれども、今、療養型から老健になおすだけけれども、今まで入っていた患者さんですね、その方は全員がそのまま移行でいいのか、それとも極端にいうと療養型というのと老健というのと患者の内容がだいぶ違うのか、例えば要介護1・2でいうと、だいぶ差があるのかどうか、そこら辺お聞きしたい。

議長（西村昭教君） 病院事務長、答弁。

町立病院事務長（大場富蔵君） 11番、渡部議員の御質問にお答えいたします。現在の療養病床が老人保健施設になることによりまして、今、入っている方がどうなるのかという御質問でございますが、御承知のように療養病床におきましては介護型が20、そして医療型が16、合わせて36床の病床で、その利用の実態から申し上げますと介護が20の医療が2から3というような実態でございます。したがって、この療養から老人保健に転換になりまして、介護で入っている方につきましては要介護度で申し上げますと、5の方が大半で、あと4の方が何人かいるという状況でございます。そ

のままスムーズに老健施設のほうに移行できる方たちでございます。それからもう一つ、医療型に入っている方につきましては、医療の必要度の高い人達でございますので、診療の状況によりまして大丈夫だなという判断を医師がされれば、老人保健施設に入っていただくということを考えているところでございます。現在、療養型に入っている患者さんにつきましては、患者さんのご家族に対しまして、12月1日から老人保健施設に転換になりますよと、つきましては引き続き入所されることを希望されますかということでのアンケートを実施しているところでございまして、その答が今、取りまとめ中でございますので、持ってきておりませんけれども、大半の方が希望されるものというふうに思っているところでございます。春にですね、アンケート調査を実施した時には全員の方が、ぜひ老人保健施設になっても入所させていただきという意向でございました。今、再度その確認を行っているところでございます。万が一、医療のほうに入っている患者さんで、まだ、治療が必要とドクターが判断した場合におきましては、一般病床のほうに移っていただきまして、そしてその診療の状況により、老健施設のほうへ移行していただくというようなことを考えているところでございます。以上です。

議長(西村昭教君) よろしいですか。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑・討論を終了いたします。これより、議案第2号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号

議長(西村昭教君) 議案第3号上富良野町地域福祉基金の一部支消の件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) ただ今上程いただきました議案第3号上富良野町地域福祉基金の一部支消の件につきまして、提案要旨を御説明申し上げます。

先ほど一般会計補正予算(第7号)の提案要旨で説明ありましたように、本年度におきまして福祉灯油事業を実施するため、537万円を地域福祉基金より支消し、充てようとするものでございます。本基金条例の規定に

基づき、議決を得ようと提案するものでございます。以下、議案を朗読し説明とさせていただきます。

議案第3号上富良野町地域福祉基金の一部支消の件。上富良野町地域福祉基金の一部を次により使用するため、上富良野町地域福祉基金条例第6条第5号の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、支消金額、537万円。2、使用目的、福祉灯油事業に充当するため。3、使用年度、平成20年度。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただきまして議決賜りますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終ります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第3号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号

議長(西村昭教君) 議案第4号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。町立病院事務長。

町立病院事務長(大場直蔵君) ただ今上程いただきました議案第4号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成23年度の介護療養病床の廃止に伴いまして、町立病院におきましては平成20年12月1日に町立病院の療養病床36床を廃止し、介護療養型老人保健施設28床を開設しようとするものでございます。このために町立病院の附帯事業として、介護保険法に基づきまして介護療養型老人保健施設の設置につきましての条例の改正を行おうとするものでございます。

内容といたしましては、介護療養型老人保健施設の設置ということで病院の附帯事業としての位置付けをしようとするものでございます。定員につきましては、入所者28人を考えてございます。

次に療養病床の廃止でございますが、この老人保健施設の開設にあわせまして療養型病床を廃止するものでございます。

3点目が介護療養型医療施設に関する介護サービス

の項目が現行条例の中に幾つかのっているわけですが、その項目を削除するものでございます。以下、議案を朗読して説明といたします。

議案第4号上富良野町病院事業の設置に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町病院事業の設置に関する条例(昭和42年上富良野町条例第17号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。2、病床数は、一般病床44床とする。

第2条第3項を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

(介護療養型老人保健施設)、第2条の2、病院事業の附帯事業として、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護療養型老人保健施設を設置する。2、介護療養型老人保健施設の名称及び位置は、次のとおりとする。(1)、名称、介護療養型老人保健施設、上富良野。(2)、位置、空知郡上富良野町大町3丁目2番15号。病院の所在地でございます。3、介護療養型老人保健施設の定員は、入所者28人とする。

附則、この条例は、平成20年12月1日から施行する。

以上で説明といたします。御審議賜りましてお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第4号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号

議長(西村昭教君) 議案第5号北24号排水路支線整備工事(H19国債)請負契約変更の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただ今、上程いただきました議案第5号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は平成19年12月18日に議決をいただき、工期を平成20年12月26日までとし、債務負担行為により株式会社アラタ工業が工事を進めておりますが、

好天に恵まれたことによる工事用道路・敷き鉄板の使用期間の短縮、また、工事残土が現場内流用によって減量、一方では、伐開した支障樹木の処理費の増加など、当初設計から増減要素が生じたことにより、結果として請負契約額を160万6,500円の減額変更をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し説明に替えさせていただきます。

議案第5号北24号排水路支線整備工事(H19国債)請負契約変更の件。

北24号排水路支線整備工事(H19国債)請負契約の締結(平成19年12月18日議決を経た議案第9号に係るもの)を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記、変更事項、契約金額(変更前)、8,400万円、(変更後)、8,239万3,500円。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第5号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号

議長(西村昭教君) 議案第6号演習場進入路・北24号道路舗装補修工事請負契約変更の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道課長(北向一博君) ただ今上程いただきました議案第6号につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本工事は、平成20年5月12日に議決をいただき、工期を平成20年12月26日までとし、道路工業株式会社旭川営業所が工事を進めておりますが、当初設計における調査から時間を経過しての施工であるため、継続的な戦車等の走行によって路盤の磨耗とクラック発生が調査時点より進行していることが判明したため、舗装資材等の増加に伴う請負契約金額を364万3,500円の増額変更をお願いするものでございます。

以下、議案を朗読し説明に替えさせていただきます。
議案第6号演習場進入路・北24号道路舗装補修工事請負契約変更の件。

演習場進入路・北24号道路舗装補修工事請負契約の締結(平成20年5月12日議決を経た議案第4号に係るもの)を、次により変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

記、変更事項、契約金額、(変更前)、1億1,025万円。(変更後)、1億1,389万3,500円。

以上、説明を終わります。御審議賜りまして、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第6号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり。)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号

議長(西村昭教君) 議案第7号財産取得の件(スクールバス)を議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただ今上程いただきました議案第7号財産取得の件(スクールバス)につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

現在スクールバス4台を配置しており、そのうちの1台、東中線わかば号につきまして、平成7年に購入使用年数も13年を経過し老朽化しておりますことから、この度特定防衛施設周辺整備調整交付金の補助を受け、更新するものです。

スクールバスの概要につきましては、児童生徒減少傾向による乗車定員29人乗りマイクロバスとし、冬期間の安全走行のため4WDの仕様であります。購入にあたりましては、納車できる指名登録業者2社を指名いたしまして10月31日の入札の結果、ふらの農業協同組合が落札しました。

本件の財産取得額としましては、消費税を含めて976万5,000円となりますが、現有車両価格15万7,500円を差し引いた残りの960万7,500円を差

額として相手方に支払いを行う交換契約を締結することとしております。

以下、議案を朗読し説明に替えさせていただきます。
議案第7号財産取得の件。

スクールバスを次により取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めます。

記、1、取得の目的、スクールバス。2、取得の方法、指名競争入札による。3、取得金額、960万7,500円。4、所得の相手方、富良野市朝日町3番1号、ふらの農業協同組合。代表理事組合長、村山友希。5、納期、平成21年1月31日。

以上、説明といたします。御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。5番、米沢義英君。

5番(米沢義英君) 指名2社ということでありましたが、この指名2社とした理由はどのような理由なのかお伺いしておきたいと思っております。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 5番、米沢議員の御質問にお答えいたします。このバスを納入できる業者の登録している業者が今回2社しかございませんでしたので、2社ということになります。以上になります。

議長(西村昭教君) 9番、中村有秀君。

9番(中村有秀君) 2社ということですが、もう1社の会社名と入札価格を教えてください。

議長(西村昭教君) 総務課長、答弁。

総務課長(服部久和君) 9番、中村議員の御質問にお答えいたします。もう一方の会社でございますけれども三菱ふそうトラックバス株式会社でございます。消費税込みの金額につきましては976万5,000円でございます。以上でございます。

議長(西村昭教君) 暫時休憩します。

午前10時22分 休憩

午前10時44分 再開

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

議長(西村昭教君) 先ほど議案第7号の案件についてでございますが、質問がございましたが当初の説明不足もありますので、最初から説明をして、その後、質問をお受けしたいと思っておりますので、もう一度説明をお願いします。総務課長。

総務課長(服部久和君) 9番、中村議員の御質問にお答えいたします。入札の方法でございますけれども、入札をする際に下取りをした後の金額を入れることで

入札を行っております。ふらの農業協同組合につきましては入札額が960万7,500円でございます。三菱ふそうトラックバス株式会社につきましては入札額が976万5,000円でございます。以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番、中村有秀君。

9番（中村有秀君） 理解はできましたけれども、あくまで下取り後の価格ということで入札をしたということで理解をしたいと思うんですけども、ただ、今後従来、土木等の入札等も1番はどこ2番はどこという経過が全部報告されてて、こういうことで議決をいただきたいという経過があったと思うので、今回、ふらの農協さんだけの報告しかなかったものだから、どうなのかという疑問が生じたのと、偶然金額が976万5,000円ということで、下取り後の金額とあちの金額がごっちゃになったのかなという経過があったと思います。一応入札の条件に下取り後の価格ということで入ったということで理解しましたのでわかりました。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番、中村議員の御質問にお答えいたします。今後におきまして、2番目のものも御報告させていただくようにいたしたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） ほかにございませんね。
（「なし」と呼ぶ者あり。）

議長（西村昭教君） なければこれをもって質疑、討論を終了いたします。これより議案第7号を採決いたします。本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

閉会宣告

議長（西村昭教君） これにて、平成20年第5回上富良野町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時47分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の正確なる事を証するため、ここに署名する。

平成 2 0 年 1 1 月 4 日

上富良野町議会議長 西村 昭 教

署 名 議 員 佐 川 典 子

署 名 議 員 長谷川 徳 行